

事 務 連 絡

令和2年5月26日

建物共済加入者 様

機械損害共済加入者 様

公益財団法人都道府県センター

災 害 共 済 部

通常勤務への復帰について

日頃より、建物共済事業及び機械損害共済事業にご協力いただき誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、5月25日の緊急事態宣言解除を受け、4月8日より縮小体制としてきた勤務体制を6月1日より通常勤務としますので、お知らせいたします。